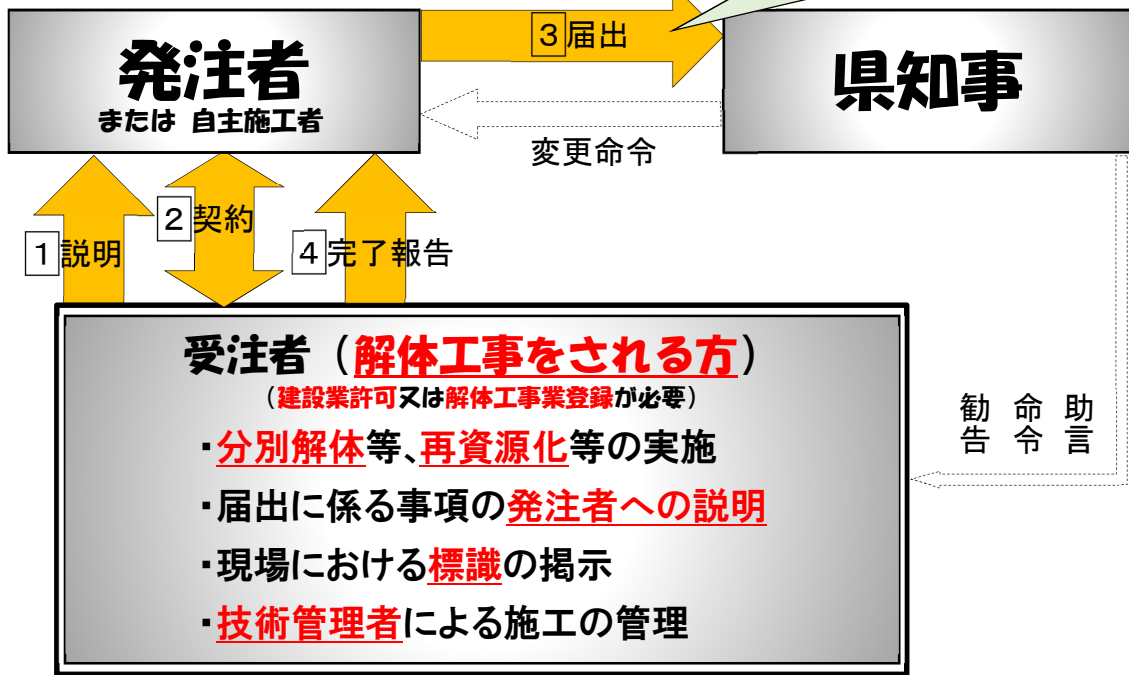


建設リサイクル法の遵守事項

建設リサイクル法の手続きの流れ



届出義務違反等には**罰則規定**が適用される場合があります

解体工事をされる方は
次の事項を遵守して
ください！

対象建設工事の規模

対象建設工事の種類	規模の基準	
建築物の解体工事	床面積の合計	80㎡
建築物の新築・増築工事	床面積の合計	500㎡
建築物の修繕・模様替等工事(リフォーム等)	請負代金の額	1億円
建築物以外の工作物の工事(土木工事等)	請負代金の額	500万円

建設リサイクル法等における受注者の主な法遵守事項

- ・ 分別解体等実施義務（法第九条）
- ・ 対象建設工事の届出に係る事項の説明等（法第十二条）
- ・ 対象建設工事の請負契約に係る書面の記載事項（法第十三条）
- ・ 再資源化等実施義務（法第十六条）
- ・ 発注者への報告等（法第十八条）
- ・ 解体工事業者の登録（法第二十一条）
- ・ 技術管理者の設置（法第三十一条）
- ・ 標識の掲示（法第三十三条）（建設業法第四十条）

かがやくけん、かがわけん。



詳しくは↓で検索

香川県建設リサイクル

検索

